

大 総 務 第 号

年 月 日

団 体 名

代表者職・氏名 様

大 阪 市 長 名

後援名義使用承認について（通知）

年 月 日付けの文書で申請のありました「開催事業名」における後援名義の使用について、次の条件を付して承認します。

記

- 1 主催者は、後援名義の使用を当該事業以外に行わない。
- 2 後援名義の使用の期間は、承認した日から当該事業完了時までとする。
- 3 主催者は、申請内容に変更（事業の中止を含む。）が生じた場合は、速やかに届け出る。
- 4 主催者は、事業完了後速やかに報告書を提出する。
- 5 大阪市総務局は、当該事業に要する経費を負担しない。